

報 告 書

長野県石油商業組合

別紙

組合員間の不当な取引制限について（独占禁止法第3条）

	第三者委員会報告書の指摘	事実関係の報告
相互拘束	地域内の安値競争を避けるため、意思連絡を通じて行動を調整しあう関係が成立しており、相互拘束が認められる。	① 左記指摘は、北信支部内で行われていた価格連絡の事実に対する、第三者委員会の「評価」であることから、本組合はこれに對する「事実関係の報告」をすることはできないところですが、もとより、本組合は左記指摘を真摯に受け止めます。 第三者委員会報告書が認定したとおり、本組合は、北信支部から、値上げ（値下げ）幅及びその時期の電話連絡を受け、これをホワイトボードに記載するなどしてしていました（同報告書44頁）。本組合が、これを違法な価格カルテルに該当する行為であると認識できなかったのは、ひとえに本組合のコンプライアンス意識の低さによるものと、改めて反省しているところです。
競争の実質的制限	事業者間での価格カルテルにより競争が排除され、消費者や市場に悪影響を及ぼし、公共の利益に反する競争制限が認められる。	② 上記同様、本組合は、左記指摘を真摯に受け止めます。

組合の価格制限行為等について（独占禁止法第8条）

		事実関係の報告
価格制限行為等への該当性	北信支部に責任を押し付け、本組合の責任を限定する見方は、支部が本組合の一部であることを理解しておらず、誤りである。	③ R7.7.28付報告書2頁に記載したとおり、本組合は、第三者委員会報告書の、「支部は本組合の定款第52条に基づき設置される、本組合の一組織であり、支部における組織的な価格制限行為等があれば、それはすなわち事業者団体である本組合として価格制限行為などを行っていたものと評価される」との指摘を、真摯に受け取っております。 本組合は、北信支部内で行われていた価格連絡につき、その違法性を認識していなかったがゆえに、是正等の措置を取れなかったことを、改めて反省しているところです。
本組合の組織ぐるみと認められる事情	北信支部では、店頭価格の変更情報が支部長を通じて本部に報告されていた。 事務局は北信支部の価格調整を認識していたが是正せず黙認していた。	④ 左記指摘のとおりです。本組合は、北信支部から、値上げ（値下げ）幅及びその時期について電話連絡を受けていました。 ⑤ 事務局は、北信支部から伝えられる、値上げ（値下げ）幅及びその時期に関する情報が、違法な価格調整にあたると認識していませんでした。そのために、是正などの能動的な行動を取れませんでした。違法行為を放置するという意味での黙認はしておりません。
価格調整に応じない事業者への要請	支部役員が価格未変更の組合員に対し、他の組合員の情報をもとに変更を要請するなど、相互監視が行われていた。 本部は価格調整に応じない組合員に対し、直接訪問して働きかけたことがあった。	⑥ 左記指摘は、北信支部内で行われていた価格連絡の事実に対する、第三者委員会の「評価」であることから、本組合はこれに對する「事実関係の報告」をすることはできないところですが、もとより、本組合は、左記指摘を真摯に受け止めます。 ⑦ 本組合は、価格調整に応じない組合員に対し、直接訪問して働きかけたことはありません（第三者委員会報告書37-38頁記載のとおり）。

第3章 第3 評価

5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
記録等の不作成及び不十分な管理	議事録の充実の実施 本組合がコンプライアンス機能を持つための情報共有の方法の検討	⑧ 議事録の記載内容については、本組合定款第41条が総代会について、同第46条第3項、第4項が理事会についてに定めています。これまでの議事録は、同規定を形式的に満たすものとどまっていましたが、9月19日開催予定の次回理事会以降、議論状況を記載したものにいたします。理事会以外の各種会議についても同様にいたします。 ⑨ 本組合は、6月4日に総代会を行い、新役員を選出しました。同日、新役員により令和7年度の第1回理事会を行い、コンプライアンス委員会の発足を決議しました。同委員会は、7月25日に第1回委員会を、8月27日に第2回委員会を開催しました。同委員会では、これまで、「コンプライアンス宣言」「コンプライアンス遵守マニュアル」の案文の作成、コンプライアンス講習会の企画、通報ホットライン（公益通報窓口）の設置等を審議してまいりました。次回理事会にて、これらの内容について決議し、ただちに公表する予定です。
組織内不祥事案への対応部門・手順の不存在	不祥事対応の体制、手順の整備	⑩ 上記コンプライアンス委員会において、不祥事（危機）対応の体制（不祥事が発生した場合の対応部門の構築・整備）、対応手順（不祥事が発生した後の、調査、評価、公表の流れ）を審議し、内容が決定次第、理事会にて決議いたします。
組合員の法規範に対する理解不足	組合員が法令の理解を深められるための活動	⑪ 上述のとおり、コンプライアンス委員会にて、組合員に対するコンプライアンス講習会を企画しています。これは、弁護士等の専門家に依頼し、各地域ごとに行うもので、令和7年11月末までを目途として、全県にて行う予定です。

第4章 再発防止策及び今後への提言

3 組織体制について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
外部理事の採用	積極的に検討	⑫ 本組合同定款第19条は、組合員又は組合員たる法人の役員でない者の理事就任を、5名以内に限り認めています。理事は総代会の選挙で選任されます（同第24条第1項）。次回総代会にて専門職や学識経験者等の員外理事選任の選任について諮ります。
業務監査体制の構築	積極的に検討	⑬ 次回総代会にて本組合同定款第22条を改正し、監事の通常の職務に、業務監査を含めることといたします。

4 記録管理について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
議事録の作成・保存	理事会、経営委員会、各種会議における議事録の都度作成、出席者の発言内容などの記載 議事録の確実な保存	⑭ ⑧で述べたとおりです。 ⑮ 本組合は、理事会議事録を組合本部にて保管しており、組合員は申請してこれを閲覧できる状態になっています。団体法第47条第2項が準用する共同組合法第36条の7は、商業組合の理事会議事録の保管期間を10年と定めていますので、この期間、確実に保管してまいります。
情報管理のルール化	議事録の確実な共有	⑯ 組合本部に新たにハードディスクを設置し、議事録を共有いたします。

6 危機時の対処方法の確立について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
危機時の対処方法の確立について	「対処（危機管理）マニュアル」の作成	⑰ ⑩で述べたとおりです。

第4章 再発防止策及び今後への提言

1 独占禁止法抵触が疑われる活動の禁止

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
価格連絡の禁止	二度と行われないよう啓発	⑱ コンプライアンス委員会にて定める「コンプライアンス宣言」に明記し、全組合員に周知徹底します。
具体的価格に関する市況調査及び情報交換の中止		⑲ 「コンプライアンス宣言」を周知するのに合わせて、左記事項を全組合員に周知します。
安値店舗等の監視活動及び価格の同調に向けた要請の禁止		⑳ 「コンプライアンス宣言」を周知するのに合わせて、左記事項を全組合員に周知します。

3 組織体制について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
組合幹部人事の刷新	組合幹部の人事刷新を検討	㉑ 役員の選任は総代会の選挙で行い（本組合定款第24条第1項）、理事長、副理事長、専務理事の選任は理事会において選出されます（同第20条）。これらの人事は、組合員の総意が反映されるものであり、したがって、本報告において、人事の刷新を具体的に申し上げることはできません。今後、コンプライアンス委員会、理事会、総代会にて、本件価格カルテルの組織としての責任を議論し、最終的に、総代会、理事会にて人事の刷新が行われることになります。

5 通報先の設置及び周知について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
組合員による不服申出制度の周知	組合員による不服申し出制度の設置を検討	㉒ ⑨で述べた「コンプライアンス宣言」の周知の際に、左記制度の周知を行います。

7 組合幹部及び全組合員の意識改革について

	R7.7.28付報告書の報告内容	取組内容や進め方
関係法令に関する情報提供の充実	組合から組合員に向けた適示適切な方法による情報提供	㉓ コンプライアンス委員会内に、関係法令調査部門を設置し、調査結果を、コンプライアンス研修会、本組合の組合員専用ページ等にて、周知・発信してまいります。

第3章 第3 評価

5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか

	R7.7.28付報告書の報告内容	第三者委員会報告書の提言内容と異なる本組合の対応の理由
組合幹部のコンプライアンスの欠如	理事の無報酬の維持	㊸ R7.7.28付報告書で述べたとおり、役員は無報酬であっても責任ある職務を行うことが可能です。無報酬であるからこそ、使命感をもった人材が集まる面もあります。理事会等がコンプライアンス機能を発揮できなかったのは、ひとえに役員のコンプライアンス意識の低さに原因があり、無報酬であることと関係ありません。また、役員への報酬の支給は組合の財政を逼迫させる懸念があります。
組合の機能不全	理事会の開催頻度の維持	㊹ R7.7.28付報告書で述べたとおり、年8回の理事会開催は、一般法人法に定める代表理事及び業務執行理事の3か月に一回以上の業務執行報告義務を優に超えている。各理事会の参加人員を確保する点からも、これ以上理事会の回数を増やすことは現実的ではありません。理事会の機能発揮は、㊻で述べる理事会の活性化によって図ってまいります。

第4章 再発防止策及び今後への提言

2 組織運営について

	R7.7.28付報告書の報告内容	第三者委員会報告書の提言内容と異なる本組合の対応の理由
理事会の活性化	理事会議長は理事長が務める	㊸ 本組合定款第46条第1項は、理事会の議長を理事長が務めると定めています。世の多くの組織において、会議の議長は組織の長が務めており、組織運営の点ではこれが優れています。これまで2回行われたコンプライアンス委員会では忌憚のない意見が交わされました。第三者委員会報告書が求める「自由闊達な議論」を行う土壌が、本組合内には生まれています。
経営委員会の改革	—	
組織本部と支部との 良好な関係の構築	—	

3 組織体制について

	R7.7.28付報告書の報告内容	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
理事長等の報酬の支給	理事の無報酬の維持	㊸ ㊴で述べたとおりです。

第4章 再発防止策及び今後への提言

3 組織体制について

	R7.7.28付報告書の報告内容	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
コンプライアンス部門の設置	コンプライアンス委員会の活動充実	㊸ ㊹で述べたとおり、コンプライアンス委員会を設置し、すでに2回の会合を行っております。

5 通報先の設置及び周知について

	R7.7.28付報告書の報告内容	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
公益通報窓口の設置	組合内外における公益通報窓口の設置	㊸ ㊹で述べたとおり、コンプライアンス委員会にて、通報ホットラインの設置を審議しております。

7 組合幹部及び全組合員の意識改革について

	R7.7.28付報告書の報告内容	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
コンプライアンス研修の実施	コンプライアンスに関する組合研修の機会充実	㊸ ㊹で述べたとおり、組合役員に向けては9月24日、組合員に向けては9月20日以降11月末までを目途として5会場でコンプライアンス研修会を予定しております。